

計画主体名	千葉県香取市		
計画期間 実施期間	H21～H25 H21～H25	総事業費（交付金）	455,645,010円 227,822 千円

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき 国が策定する基本方針と適合しているか	○	目標は、交流人口の拡大であり、基本方針にある交流の促進に寄与するものであり、適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	香取市総合計画（平成20年～平成29年）において、「豊かさが実感でき、活力ある産業を育むまちづくり」を基本目標に、「都市と農村の交流活動の推進」を施策として掲げている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	本活性化計画は、農業者団体等と組織する部会において作成した。
事業の推進体制は確立されているか	○	農産物加工体験施設の運営は、有限会社紅小町の郷が行うこととなっている。滞在型市民農園の運営は、株式会社 和郷が行うこととなっており、推進体制はととのっている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	当該事業を活用して整備する施設による効果を基に目標設定しており、整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	計画的な事業実施にあたり、5年の期間が必要であり、実施要綱及び実施要領の第3において、「5年間を限度として実施することができる」とあり、当該計画期間の5年は適切である。 5年目の整備については、滞在型市民農園のコミュニティの醸成を図る施設整備であるため、計画期間終了年を目標年とした。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	都市農山漁村総合交流促進施設 27,000千円×1/2= 13,500千円 受入機能強化施設 40,000千円×1/2=20,000千円 農林漁業体験施設 344,000千円×1/2=172,000千円 農林漁業体験施設 7,956千円×1/2=3,978千円 自然環境保全・活用施設 36,688千円×1/2=18,344千円

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	交付金により、新規に実施するものである。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金交付規則別表により、15年以上となっている。 便所、休憩施設、加工施設、農産物加工体験施設、22年 直売所、レストラン 22年 宿泊ロッジ 19年 電気、給排水設備 15年 園路舗装 15年
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	費用対効果算定要領に基づき算出している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	算定結果は、1.0以上である。 都市農山漁村総合交流促進施設 1.97 受入機能強化施設 1.33 農林漁業体験施設 1.81 農林漁業体験施設 1.75 自然環境保全・活用施設 1.86
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は実施要領別表（事業メニューごとの実施要件）に示されているものであり、事業実施主体も実施要領別表（要件類別）に示される、市町村、農林漁業者等の組織する団体及び地方公共団体等が出資する法人である。 農村滞在型余暇活動機能整備計画については、平成22年1月に千葉県と協議済であるが、平成24年3月中に変更について再度協議する予定である。

個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	市が事業主体の施設は、設置及び管理に関する条例等に基づき、管理運営を行う。 株式会社及び有限会社が行う事業については、市との協定を締結し管理運営を実施する。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○	有限会社が整備を予定している施設については、有限会社が例年実施している都市農村交流事業の実績を基に体験プログラムを作成し、推計した。 農事組合法人が整備を予定している施設については、農産物の販売を行っている生協の組合員及び農業体験事業の参加者へのアンケート調査結果を基に推計した。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	－	市内にクラインガルテン栗源が設置運営されているが、宿泊施設の運営方法が異なるため、利用状況を把握し参考にしている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	施設活用において、利用形態を検討し計画している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	施設は、市内の状況を検討し、他の施設と連携が取れるよう計画している。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	事業実績及びアンケート調査結果の推計を基本に年間利用計画を作成し、適正な整備計画としている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	既存設備の活用を図るなど、コスト低減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	施設に必要な附帯施設のみを交付対象としており、汎用性の高いものは交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	耐用年数の高いものを備品としており、汎用性の高いものは交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	都市農村交流事業を進めるうえで、既存の公共施設及び交流の核となる施設の検討を行い、利用者の利便性を考慮し、整備予定地を決定した。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	事前協議済みである。

<p>事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか</p>	<p>○</p>	<p>市が整備を行う施設については、庁内で協議済みである。 株式会社が整備を予定している施設については、年次計画に基づき、金融機関と協議し内諾を得ている。 有限会社が整備を予定している施設については、役員会において内諾を得ている。</p>
<p>整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか</p>		
<p>維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）</p>	<p>○</p>	<p>市の施設については、設置及び管理に関する条例により、適正な管理運営を行う。 株式会社及び有限会社事業については、現事業において適正な経営管理を行っており、作成した維持管理計画を検討し、適正であると判断した。</p>
<p>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか</p>	<p>○</p>	<p>株式会社事業については、税理士による経営管理を行っており、作成された収支計画を検討し、適正であると判断した。</p>
<p>他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか</p>	<p>—</p>	